

第一次答申後の行政改革にのぞむ

—— 活力ある経済社会の構築をめざして ——

昭和56年8月3日

社団法人 関西経済同友会

経済政策委員会

I. 臨調第一次答申の完全実施を

7月10日、第二次臨時行政調査会の第一次答申が鈴木首相に提出された。われわれはこれを高く評価し、答申作成にあたられた関係各位のご努力に対し深甚なる敬意を表する。

第一次答申を受けた政府は、昭和57年度予算編成において、まず自らが従来の惰性を断つ姿勢を明らかに示し、答申に示された改革案をすべて着実に実行し、増税なき財政再建、さらに本来の行政改革への一步を踏み出さねばならない。

日本の将来を大きく左右する行政改革の成否はまさに、第一次答申の実行如何にかかっている。こうした段階において、僅かであっても政治的妥協を許すならば、それが蟻の一穴となり、再び「総論賛成・各論反対」の弊に陥り、第一次臨調の轍を踏むおそれなしとしない。この意味で、生産者米価引き上げのような後退を繰返すことは厳につつしむべきであろう。

鈴木内閣の勇気ある決断と実行を切望する。

II. 実効ある行政改革のために

今回の答申はあくまでも昭和57年度予算編成に的を絞り、増税なき予算編成のために即刻着手しなければならない緊急的措置を中心にとりまとめられたものである。

したがって第一次答申は、本来の行政改革への出発点、突破口でありゴールではない。

われわれは、今後の行政改革の推進に関して、経済活動の活性化・行政の効率化の二つの視点から、以下のとおり提言する。

なお、立法府が自らの襟を正して、国事に精励し、率先して行政改革の先導役を果たすべきであることは言をまたない。

1. 経済活動の活性化

わが国が、すでに先進国中屈指の経済大国となった今日なお政府が農業を含む産業に対し、広範かつ煩雑な規制やある種の庇護政策を続けていることは、かえって民間部門活力発揮の妨げとなっている。公正取引委員会の調査によれば、法令により政府の規制下に置かれている産業の生産額は、総産出額の42%にも達しており、これに行政指導による拘束を加えれば、日本経済の過半が行政の影響下にある。さらに、電電公社や公的金融機関等の官業が民間活動の発展を阻害している点も看過しえない。今後、日本経済が民間部門の活力を伸ばすことによって、一層の発展を遂げるためには、次のような行政の転換が必要となろう。

(1) デ・レギュレーションの推進

第一次答申は許認可行政に関して、わずかに自動車の運転

免許・車検に対する言及といくつかの行政事務手続の簡略化の指摘にとどまっており、産業に対する現在の過度の規制・指導を抜本的に洗い直すという姿勢が欠如している。

市場メカニズムを最大限有効に機能させるために、政府の規制・介入が及んでいる産業分野のそれぞれにおいて、積極的なデ・レギュレーション政策を進めなければならない。

ここでは、特に規制・介入の著しい分野を例示し、速やかな取り組みを促したい。

- ① 日本の農業を国際競争力を有するレベルにまで強化するため、現状の保護的な食糧法行政を見直し、加えて農業団体との関係を改善するなど、農業においても企業家精神が発揮されるような競争的環境を醸成する。
- ② 鉄道・航空・自動車等の各交通手段間、およびそれぞれの交通手段内部での競争を促進するため、参入規制・価格規制を緩和または撤廃する。
- ③ 金融業務への各種規制・介入を緩和し、金融市場における競争を促進する。

(2) 民間活動領域の拡大

官業の民営移行については、第一次答申で提起されている専売公社・電電公社のみにとどまらず、国有鉄道を含む特殊

法人全般にわたって、幅広く検討・推進すべきである。また、全面民営化が困難な場合でも、郵便貯金など公的金融活動の優遇措置の停止、電電公社のデータ回線の開放等、民間に譲りうる分野は積極的に譲ることにより、民間部門の新しい活動の場と機会を創り出すことが肝要である。

2. 行政の効率化

いま行政改革が目ざすべき眼目は、中央・地方を問わず高度成長期に肥大した行政機構やサービスを改廃し、新しい時代の要請に応えうる態勢を整えることである。

行政機構の改革や行政効率の改善に関しては、これまで行政監理委員会をはじめ、多くの提言がなされてきたが、ここで、われわれはそれらをふまえて以下の提案をし、速やかな実行を要請する。

(1) 行政機構の改革

- ① 地方分権の原則に立ち、中央と地方の役割・責任分担を明確化し、地方に委ねるべきものは移管する。中央の出先機関と地方事務官制度は原則として廃止する。
- ② 中央省庁の統廃合を積極的に推進する。たとえば国土庁、北海道開発庁、沖縄開発庁を整理統合し、統一的な国土開発をはかるため新たに「総合開発庁」を設立する。

③ 公務員の定員削減に関する第一次答申は最低限の線を示

すものであり、一層の人員削減努力を行なうべきである。

④ 行政需要の低下した機構の整理縮小と、不要業務のカットを実施する。特に使命を終えた行政の附属機関、特殊法人は廃止する。

(2) 制度の改善

① 組織の簡素化、仕事の進め方の改善をはかる。たとえば部局間、省庁間の配置転換の促進、重層化した職位の簡素化、係長制度の廃止、担当業務の流動化。

② 民間からの人材起用や官民の相互交流を通じて民間の経営感覚を行政に導入する。

③ 行政機構の肥大化を防止する一方策として、補助金については原則として終期を定めるサンセット方式を導入すべきである。また行政事務を民間に委託する際の査定、入札など、現行制度の見直しと改革をはからねばならない。

④ 効率化の実効を挙げるためにも、行政の生産性測定の尺度を開発する必要がある。歳入と歳出のバランス方式だけでなく、単位当たりの行政コストと効果を定期的にチェックする制度を導入すべきである。

Ⅲ. 新時代への行政対応

行政改革とは、単なる歳出削減、財政再建ではなく、国民生活の基盤を充実し、国民各層が合意する真の福祉社会を実現していくために、行財政の現状を抜本的に変革することである。

政府当局は、長期的展望と国際的視野に基づき、行政の機構・制度・サービスを根底から見直し、行政自体の活力と柔軟性を高め、新たな行政課題に積極的に取り組まねばならない。こんご重視すべき行政課題を大別すれば、第一は、政治・経済・文化を通じての国際社会への貢献、第二は、資源・エネルギー・新技術の開発促進、第三は、国民の文化的ニーズの高まりに応える文化創造活動の基盤整備である。

われわれは、こんご第二次臨調が長期的かつ、基本的な行政改革の課題に英知と勇気をもって取り組み、新たな行政活力を生みだすことを期待し、積極的に支援していきたい。

第一次答申を行政改革の出発点とし、国民・企業・政府それぞれが、自助・自立の精神に立ち、エゴイズムを排し、新しい時代に対応しうる行政、ひいては活力ある経済社会を構築していかなければならない。

